

市県民税のお知らせ

納付書または口座振替で納付される人へ		納税通知書は 6月4日頃 に発送します。
給与より特別徴収(天引き)される人へ		税額決定通知書は 5月14日頃 にお勤め先に発送しています。
受給されている 公的年金などを 受給されている人へ	年金から特別徴収(天引き)が前年度より継続している人	今年度の市県民税の年税額から仮徴収(4月・6月・8月)分を差し引いた残額を本徴収(10月・12月・2月)で特別徴収させていただきます。 なお、仮徴収金額はそれぞれ前年度の年税額の6分の1になります。 ※今年度の税額が減額変更になった場合、4月・6月に年金から特別徴収された税額が還付になることがあります。 還付の金額によっては、4月・6月の年金から特別徴収された市県民税の還付通知が2度に分かれて届く場合があります。
	65歳以上で新たに年金から特別徴収(天引き)される人および前年度に年金からの特別徴収(天引き)が中止になった人	6月と8月は納付書または口座振替で納付してください。 10月分の年金から特別徴収させていただきます。 ※年金からの特別徴収の対象とならない人は、納付書または口座振替で納付していただくことになります。 ※年金所得以外の所得がある人は、年税額のうち、「年金所得に係る税額」を年金より特別徴収させていただき、年金所得以外の所得に係る税額を納付書や口座振替で納付していただくことになります。

減免制度について

災害を受けた人、生活保護を受給されている人など、市県民税の納付が困難と認められる人については、一定の条件のもとで関係書類を審査し、減免の可否を決定します。
対象となる税額は、納期限までに減免申請が行われた期別以降の税額です。

確定申告及び市県民税(住民税)申告をされていない年金受給者の人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要となった人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除などの控除以外に、生命保険料や地震保険料などの控除がある場合、申告することにより、市県民税(住民税)の計算に反映されます。申告が必要な人は、お早めに申告されますようお願いいたします。

令和3年度から適用される個人住民税の税制改正について

1. 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が一律10万円引き下げされます。
- ・控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、その上限額が220万円から195万円にそれぞれ引き下げられます。

2. 公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円超の控除額は195万5千円が上限となります。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除額が^{ていげん}逡減します。

3. 所得金額調整控除の創設

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・特別障がい者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

4. 基礎控除の改正

- ・基礎控除額が10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で^{ていげん}逡減し、2,500万円を超過する場合は適用外となります。

5. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

基礎控除への振替により、扶養親族の合計所得金額の要件も見直されます。

要件等	所得金額
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	合計所得金額48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生の合計所得金額	合計所得金額75万円以下

6. 家内労働者等の必要経費の特例の改正

必要経費に算入する最低保証額が10万円引き下げられ65万円から55万円になります。

7. ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用します。

※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外となります。

8. 調整控除の改正

所得割が課税される方で、合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用外となります。

9. 非課税の範囲の改正

非課税を判定する際の所得に10万円を加算します。

●「均等割」「所得割」ともに課税されない方

- (1) 生活保護法の規程による生活扶助を受けている方(賦課期日現在)
- (2) 障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が125万円+10万円以下である方(給与所得者の年収に直すと2,044,000円未満)
- (3) 前年の【合計所得金額】が、次の計算式で求めた金額以下の方

①同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$31.5 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数} + 1) + 18.9 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$$

②同一生計配偶者または扶養親族がない場合

$$31.5 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = 41.5 \text{ 万円}$$

●「所得割」が課税されない方(均等割は課税)

前年の【総所得金額等】が、次の計算式で求めた金額以下の方

- (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数} + 1) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$$

- (2) 同一生計配偶者または扶養親族がない場合

$$35 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} = 45 \text{ 万円}$$

10. 個人住民税の新たな非課税措置の創設

前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親について、個人住民税を非課税とします。